

報告第 8 5 号

平成 1 6 年 3 月 1 9 日承認

教育文化部会教育総務分科会の事務事業調整方針について

教育文化部会教育総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 3 月 1 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第85号

協 議 会 報 告 項 目

教 育 文 化 部 会

教育総務分科会 16-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
16 - 1 - 1	教育長任期	6/19			7/3	
16 - 1 - 2	教育委員任期、人数	6/19			7/3	
16 - 1 - 3	事務局職員定数及び実職員数	6/19	2/12		2/26	
16 - 1 - 4	教育機関職員定数及び実職員数	6/19	2/12		2/26	
16 - 1 - 5	事務局職員及び教育機関職員の任免・給与・服務及び福利厚生	6/19	2/12		2/26	
16 - 1 - 6	教育長給与	6/19	2/12		2/26	
16 - 1 - 7	教育委員報酬	6/19	2/12		2/26	
16 - 1 - 8	教育委員会の運営	6/19			7/3	
16 - 1 - 9	事務局組織の職務権限	6/19			7/3	
16 - 1 - 10	学校文書管理規定	6/19			7/3	
16 - 1 - 11	臨時職員の配置基準	6/19			7/3	
16 - 1 - 12	学校用務の職務内容	6/19			7/3	
16 - 1 - 13	表彰制度	6/19			7/3	
16 - 1 - 14	配当予算編成事務	6/19			7/3	
16 - 1 - 15	教育機器(パソコン)の設置	6/19			7/3	
16 - 1 - 16	学校運営費管理事務	6/19			7/3	
16 - 1 - 17	公立幼稚園保育料	11/11				協議会協議項目
16 - 1 - 18	学校医、学校歯科医、学校薬剤師に係る報酬	6/19			7/3	
16 - 1 - 19	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償	6/19			7/3	

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
16 - 1 - 20	私学等振興助成事務	6/19			7/3	協議会協議項目(9/4確認)
16 - 1 - 21	私立幼稚園援助事務	6/19			7/3	協議会協議項目(9/4確認)
16 - 1 - 22	教育活動災害見舞金	6/19			7/3	
16 - 1 - 23	教育研究所の運営	6/19			7/3	
16 - 1 - 24	就学指導委員会	6/19			7/3	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	教育総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 教育長任期	教育長名 田中 彌 任期 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日	教育長名 佐々木 典夫 任期 平成14年6月2日 ～平成17年1月31日	教育長名 沖中 隆男 任期 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日	教育長名 奥山 榮司 任期 平成12年11月9日 ～平成16年11月8日	教育長名 井谷 源一郎 任期 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日	教育長名 石見 隆浩 任期 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日
2 教育委員任期、人数	委員長 土川 禮子 平成12年3月27日 ～平成16年3月26日 職務代理者 畑地 晃 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日 委員 辻 正敏 平成14年12月24日 ～平成18年12月23日 委員 西中 佳代子 平成15年 7月14日 ～平成17年12月23日 教育長 田中 彌 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日	委員長 八太 真浩 平成12年11月1日 ～平成16年10月31日 職務代理者 吉田 健 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日 委員 高沼 多恵子 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日 委員 永口 愛子 平成13年10月1日 ～平成17年9月30日 教育長 佐々木 典夫 平成14年6月2日 ～平成17年1月31日	委員長 上田 美保子 平成13年10月1日 ～平成17年9月30日 職務代理者 平野 澄子 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日 委員 倉田 恭一 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日 委員 樋廻 博重 平成13年10月1日 ～平成17年9月30日 教育長 沖中 隆男 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日	委員長 駒田 啓次 平成13年10月1日 ～平成17年9月30日 職務代理者 紀太 功 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日 委員 黒川 孝順 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日 委員 楠井 とし 平成12年11月8日 ～平成16年9月30日 教育長 奥山 榮司 平成12年11月9日 ～平成16年11月8日	委員長 増井 常男 平成13年10月1日 ～平成17年 9月30日 職務代理者 平田 雅代 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日 委員 川口 幸治 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日 委員 北村 幸夫 平成13年3月23日 ～平成16年9月30日 教育長 井谷 源一郎 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日	委員長 星野 武彦 平成12年10月1日 ～平成16年9月30日 職務代理者 野田 純男 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日 委員 倉田 富雄 平成15年10月1日 ～平成19年9月30日 委員 黒川 都史子 平成16年3月3日 ～平成16年9月30日 教育長 石見 隆浩 平成14年10月1日 ～平成18年9月30日
3 事務局職員定数及び実職員数	津市職員定数条例第2条 津市教育委員会の事務局の職員定数 330人  (H15.4.1現在) ①事務局の職員 65人(64人) ②学校以外の教育機関の職員 25人(22人) ③小学校の職員 105人(77人) ④中学校の職員 20人(11人) ⑤幼稚園の職員 115人(74人) *( )の人数は実数	久居市職員定数条例第2条 久居市教育委員会職員及び職設置規則 事務局の職員定数  (H15.4.1現在) ①事務局の職員 17人(26人) ②学校及び学校以外の教育機関の職員 68人(50人) ・学校以外の職員-(5人) ・小学校の職員 -(16人) ・中学校の職員 -(3人) ・幼稚園の職員 -(26人) *( )の人数は実数	河芸町職員定数条例第2条 河芸町職員の職の設置に関する規則  (H15.4.1現在) ①教育委員会の事務局の職員 17人(16人) ②学校その他の教育機関の職員 45人(33人)  ・小学校の職員 -(14人) ・中学校の職員 -(5人) ・幼稚園の職員 -(14人) *( )の人数は実数	芸濃町職員定数条例第2条  (H15.4.1現在) ①教育委員会の事務局の職員 10人(8人) ②教育機関の職員 幼稚園職員 18人(12人) 小学校の職員 15人(12人) 中学校の職員 5人(4人) *( )の人数は実数	美里村職員定数条例第1条及び第2条  (H15.4.1現在) ①教育委員会の事務局の職員 事務職員 7人(5人) ②学校及び学校以外の教育機関の職員 幼稚園職員 -(6人) その他の職員 -(10人) ・小学校の職員 (7人) ・中学校の職員 (3人) *( )の人数は実数	安濃町職員定数条例第2条  (H15.4.1現在) ①教育委員会の事務局の職員 11人(11人) ②学校その他の教育機関の職員 37人(36人) 36人内訳 幼稚園教諭 -(14人) 幼稚園職員 -(4人) 学校調理員 -(15人) 学校用務員 -(3人) *( )の人数は実数

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容		1. 新たに選任を行う。(合併と同時に) 2. 新たに選任を行う。(合併と同時に) 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)		
構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
教育長名 加藤 軍志 任期 平成14年10月1日 ~平成18年9月30日	教育長名 海野 信夫 任期 平成12年10月1日 ~平成16年9月30日	教育長名 坂下 正信 任期 平成14年10月9日 ~平成16年12月25日	教育長名 齋藤 昭久 任期 平成16年1月27日 ~平成20年1月26日	・教育長は必置であり、新市に移行後、新市として新たな任期で、新たに選任を行う。  ・教育委員会並びに教育委員は必置であり、新市に移行後、教育委員5名を新たな任期で、新たな選任を行う。選任、任期については、非常勤特別職として調整する。
委員長 木下次男 平成13年10月1日 ~平成17年9月30日 職務代理者 玉井 孝子 平成14年10月1日 ~平成18年9月30日 委員 福島 量子 平成15年10月1日 ~平成19年9月30日 委員 山下 美代子 平成13年10月1日 ~平成17年9月30日 教育長 加藤 軍志 平成14年10月1日 ~平成18年9月30日	委員長 西田 泰 平成14年12月21日 ~平成18年12月20日 職務代理者 谷口 都子 平成13年10月19日 ~平成17年10月18日 委員 鈴木 博 平成15年10月1日 ~平成19年9月30日 委員 中川 諭 平成12年10月9日 ~平成16年10月8日 教育長 海野 信夫 平成12年10月1日 ~平成16年9月30日	委員長 野里 知巳 平成14年10月9日 ~平成17年9月30日 職務代理者 庄山 光 平成14年10月1日 ~平成18年9月30日 委員 中森 和美 平成15年10月1日 ~平成19年9月30日 委員 藤高 照磨 平成12年12月26日 ~平成16年12月25日 教育長 坂下 正信 平成13年9月20日 ~平成16年12月25日	委員長 奥野 恵一 平成15年2月24日 ~平成19年2月23日 職務代理者 瀧川 留利子 平成12年10月17日 ~平成16年10月16日 委員 小林 ふみ子 平成12年10月17日 ~平成16年10月16日 委員 真柄 好弘 平成15年5月14日 ~平成18年10月27日 教育長 齋藤 昭久 平成15年5月14日 ~平成16年1月26日	
香良洲町職員定数条例第2条  (H15.4.1現在) ①教育委員会の事務局職員 6人(5人) ②教育委員会の教育機関の職員 44人(27人) 内訳 図書館の職員 - (1人) 小学校の職員 - (1人) 中学校の職員 - (1人) 給食共同調理場 - (8人) その他 保育園の職員 - (8人) 浜っ子幼児園 - (1人) 幼稚園の職員 - (7人) *( )の人数は実数	一志町職員定数条例第2条及び 第3条 34人  (H15.4.1現在) ①事務局職員 7人(7人) ②幼稚園職員 12人(12人) ③学校以外 15人(15人)	白山町職員定数条例第2条  (H15.4.1現在) ①事務局の職員 9人(13人) ②その他の職員 3人(-人) ③学校以外の教育機関の職員 幼稚園教諭 13人(10人) その他の職員 16人(16人) 小学校の職員 - (10人) 中学校の職員 - (3人) *( )の人数は実数	美杉村職員定数条例第2条  (H15.4.1現在) ①事務局の職員 11人(7人) ②学校以外の教育機関の職員 0人 ③小学校の職員 9人(6人) ④中学校の職員 5人(0人) ⑤幼稚園の職員 3人(3人) *( )の人数は実数	・合併関係市町村の職員は、引き続き新市の職員として身分を保有するものとする。 ・新市の事務局職員については、人事部との調整のうえ、計画的な定員管理のもとに、具体的な事務局組織の体制に係る整備方針を定める。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	教育文化部会
関係項目							分科会	教育総務分科会
区分	構成市町の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
4 教育機関職員定数及び実職員数	1. 職員定数(H15.4.1現在) (1)小学校の職員 105人(77人) (2)中学校の職員 20人(11人) (3)幼稚園の職員 115人(74人)  *( )の人数は実数	1. 職員定数(H15.4.1現在) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 68人(45人) 小学校の職員 - (16人) 中学校の職員 - (3人) 幼稚園の職員 - (26人)  *( )の人数は実数	1. 職員の定数(H15.4.1現在) 学校その他の教育機関の職員 45人(33人) 小学校の職員 - (14人) 中学校の職員 - (5人) 幼稚園の職員 - (14人)  *( )の人数は実数	1. 職員定数(H15.4.1現在) (1)幼稚園職員 18人(12人) (2)小学校職員 15人(12人) (3)中学校職員 5人(4人)	1. 職員定数(H15.4.1現在) 学校その他の教育機関の職員 18人(16人)	1. 職員の定数(H15.4.1現在) 学校その他の教育機関の職員 37人(36人) 小学校の職員 - (13人) 中学校の職員 - (5人) 幼稚園の職員 - (18人)  *( )の人数は実数		
	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 74人 (2)技能員(用務員)26人 (小17人、中9人) (3)学校給食調理員62人 (小60人、中2人)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 26人 不足分は臨時で対応(13人) (2)技能員(用務員)5人 (小2人、中3人) 不足分は臨時で対応(小6人、幼7人) (3)学校給食調理員14人(小12人) 不足分は臨時で対応(9人)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教諭 14人 (2)技能員(用務員)5人 (小4人、中1人) (3)学校給食調理員14人 (小10人、中4人)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 12人 臨時8人 (2)技能員(用務員)5人 (小4人、中1人) (3)学校給食調理員 16人 (小9人、中3人、臨時4人)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 6人 (2)技能員(用務員)3人 (小2人、中1人) (3)学校給食調理員7人 (小5人、中2人)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 18人 (2)技能員(用務員)4人 (小3人、中1人) (3)学校給食調理員14人 (小10人、中4人)		
	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・4歳児クラスは30人/クラスで教員1人 ・5歳児クラスは35人/クラスで教員1人 (2)小・中学校技能員 児童生徒数 500人以下で技能員1人 501人以上で2人 (3)学校給食調理員 旧文部省基準(S35年)に基づく配置	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・3歳児クラスは20人/クラスで教員1人 ・4歳児及び5歳児クラスは30人/クラスで教員1人 (2)小・中学校技能員 ・具体的な配置基準なし (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準なし	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・1クラスは35人/クラスで教諭1人 (2)小・中学校用務員 ・具体的な配置基準なし (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準なし	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・1クラスは約35人/クラスで教員1人 ・明文化した基準なし (2)小・中学校用務員 ・各校1人 (3)学校給食調理員 ・現状に応じて配置	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・1クラスは30人/クラスで教諭1人 (2)小・中学校用務員 ・1校に1人を配置しているが、具体的な配置基準はない (3)学校給食調理員 ・1校に2人を配置しているが、具体的な配置基準はない	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・3歳児クラスは30人/クラスで教員1人 ・4歳・5歳児クラスは35人/クラスで教員1人 (2)小・中学校用務員 ・各校1人(内臨時1人) (3)学校給食調理員 ・小学校 10人 ・中学校 4人 ・具体的な配置基準なし		
5 事務局職員及び教育機関職員の任免・給与・サービス及び福利厚生	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 79人 イ)教育機関職員 184人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 29人 イ)教育機関職員 50人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 16人 イ)教育機関職員 33人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 8人 イ)教育機関職員 28人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 5人 イ)教育機関職員 16人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員11人 イ)教育機関職員 37人		
	2. 13年度決算額 2,088,815,794円	2. 13年度決算額 608,259,875円	2. 13年度決算額 355,194,000円	2. 13年度決算額 257,500,000円	2. 13年度決算額 162,728,000円	2. 13年度決算額 323,125,000円		
	3. 14年度予算額 2,222,545,000円	3. 14年度予算額 614,320,000円	3. 14年度予算額 314,818,000円	3. 14年度予算額 264,934,000円	3. 14年度予算額 140,602,000円	3. 14年度予算額 316,262,000円		
6 教育長給与	月額 74万円	月額 69万円	月額 61万円	月額 60万円	月額 56万円	芸濃町と同じ		

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		4. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
1. 職員の定数(H15.4.1現在) 教育委員会の教育機関の職員 44人(27人) 小学校の職員 - (1人) 中学校の職員 - (1人) 幼稚園の職員 - (7人) 給食共同調理場職員(8人) 保育園の職員 - (8人) 浜っ子職員 - (1人) 図書館の職員 - (1人) *( )の人数は実数	1. 職員の定数(H15.4.1現在) (1)小学校の職員 - (-人) (2)中学校の職員 - (-人) (3)幼稚園の職員 13人(13人)	1. 職員定数(H15.4.1現在) (1)小学校の職員 - (10人) (2)中学校の職員 - (3人) (3)幼稚園の職員 13人(10人) *( )の人数は実数	1. 職員定数(H15.4.1現在) (1)小学校の職員 9人(6人) (2)中学校の職員 5人(0人) (3)幼稚園の職員 3人(3人) (4)スクールバス運転者 8人 *( )の人数は実数	・合併関係市町村の職員は、引き続き新市の職員として身分を保有するものとする。 ・新市の教育機関職員については、人事部局との調整のうえ、計画的な定員管理のもとに、具体的な教育機関組織の体制に係る整備方針を定める。
2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 7人 (2)技能員(用務員)3人 (幼1人、小1人、中1人) (3)保育園職員 8人 (4)学校給食調理員 7人(小中4人、浜っ子3人)・給食センター長 1人 (5)図書館職員 1人	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 13人 (2)技能員(用務員)一人 (小一人、中一人) (3)学校給食調理員 15人 (給食センター)	2. 配置人員(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 10人 (2)技能員(用務員)6人 (小5人、中1人) (3)学校給食調理員 7人 (小5人、中2人)	2. 配置人員(H15.6.1現在) (1)幼稚園 教職員 2人 (2)技能員(用務員)3人 (小3人、中0人) (3)学校給食調理員 4人 (小3人、中0人) (4)スクールバス運転者 8人	
3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・3歳児クラス25人、4歳児、5歳児クラス30人／クラスで教員1人 ・幼稚園設置基準(旧文部省基準)による (2)小・中学校用務員 ・具体的な配置基準なし (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準なし	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・3歳児クラスは20人／クラスで教員1人 ・4歳児、5歳児クラスは30人／クラスで教員1人 ・ただし、施設等の状況を見ながら、3歳児25人、4・5歳児35人まで対応 (2)小・中学校用務員 ・具体的な配置基準なし (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準なし	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・4歳児、5歳児クラス共に1クラスは35人／クラスで教員1人 (2)小・中学校用務員 ・具体的な配置基準はない (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準はない	3. 配置基準(H15.4.1現在) (1)幼稚園教職員 ・3歳児クラスは4人／クラスで教員1人 ・4歳児、5歳児クラスは4人／クラスで教員1人 ・ただし、施設等の状況を見ながら、3歳児25人、4・5歳児35人まで対応 (2)小・中学校用務員 ・具体的な配置基準はない (3)学校給食調理員 ・具体的な配置基準はない	
1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 5人 イ)教育機関職員 27人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員14人 イ)教育機関職員 30人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 15人 イ)教育機関職員 23人	1. 対象となる職員(H15.4.1現在) ア)教育委員会事務局職員 7人 イ)教育機関職員 14人	・新市の事務局及び教育関係機関職員の任免、給与、服務及び福利厚生については、人事部局との調整のうえ、具体的な方針を定める。
2. 13年度決算額 140,049,000円	2. 13年度決算額 268,700,000円	2. 13年度決算額 149,404,600円	2. 13年度決算額 186,293,000円	
3. 14年度予算額 152,669,000円	3. 14年度予算額 272,800,000円	3. 14年度予算額 144,175,000円	3. 14年度予算額 162,517,000円	
月額 59万円	河芸町に同じ	同左	月額 55.2万円	・教育長給与については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	教育総務分科会
区分	構成 市 町 村 の 現 況						
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	
7 教育委員報酬	委員長 102,000円/月 委員 76,500円/月  合計 3,978,000円/年	委員長 71,500円/月 委員 51,000円/月  合計 2,694,000円/年	委員長 39,000円/月 委員 26,000円/月  合計 1,404,000円/年	同左	委員長 37,000円/月 委員 26,000円/月  合計 1,380,000円/年	河芸町に同じ	
8 教育委員会の運営	市町村教育行政の推進を図るため、教育委員(5名)は合議制の会議を主催し、教育方針や学校教育、生涯学習に係る各種計画の策定をはじめ、教育予算や人事、市町村指定文化財の指定など将来的、日常的な教育課題を視野にいれながら、審議を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左	
9 事務局組織及び職務権限	組織内容(H15.4.1現在) 5課・図書館(15担当)  ・教育総務課 教育政策担当(4人)、教育研究所(4)、経理担当(4人)、施設担当(3人) ・学校教育推進課 教育改革推進担当(11人)、学務担当(3人)、健康教育担当(5人) ・生涯学習スポーツ課 生涯学習振興担当(5人)、スポーツ振興担当(5人)、青少年担当(6人)、公民館事業担当(6人)、生涯学習スポーツ施設担当(8人) ・人権教育課 人権教育担当(8人) ・文化課 文化担当(13人) ・図書館 図書館管理担当(3人)、奉仕担当(5人)	組織内容(H15.4.1現在) 3課(7係)・図書館・公民館  ・教育課 管理係(2人)、施設係(2人)、学校教育係(3人) (うち嘱託員1人) ・生涯学習課 社会教育係(6人) (うち嘱託員:常1人、非3人)、文化振興係(1人)、社会同和教育係(1人) ・スポーツ振興課 スポーツ振興係(4人) ・図書館(5人) (うち嘱託員3人) ・公民館(3人)	組織内容(H15.4.1現在) 2課(3係)・図書館・公民館  ・学校教育課 学校教育係(4人) ・生涯学習課 社会教育係(3人)、社会体育係(1人)、図書館(3人)、公民館(5人)	組織内容(H15.4.1現在) 1課(2担当)・図書館 中央公民館  ・教育課 学校教育担当(2人) 社会教育担当(4人) 芸濃町図書館(-人) 臨時職員で対応 中央公民館(-人) 臨時職員で対応 芸濃町総合文化センター管理(1人) 芸濃町体育センター管理(-人) 臨時職員で対応	組織内容(H15.4.1現在) 2課(4係)  ・庶務課 学校教育係(1人) 施設整備係(1人) ・社会教育課 社会教育係(1人) 社会体育係(1人)	組織内容(H15.4.1現在) 2課(7係)・図書館・公民館  ・学校教育課 総務係(0.5人) 学校教育係(1人) 学校教育施設係(0.5人) ・社会教育課 社会教育係(1人) 文化財係(1人) 体育保健係(1人) スポーツ施設係(1人) 中央公民館(1人) (地区4) 図書館(2人)	
10 学校文書管理規程	文書の收受及び発送、文書の分類、整理、編纂、文書の保管及び保存など、本市における小・中学校における文書の取扱について、必要な事項を定めるもの。 現在、学校事務職員と市教委の共同作業として、当該管理規程の制定について検討している。	久居市立学校文書管理基準(平成12年4月1日施行)小中学校における文書の取扱について、必要な事項を定めたもの。	河芸町教育委員会文書管理規程独自のものは無い。河芸町文書管理規程だけ。	芸濃町教育委員会文書管理規程独自のものは無い。芸濃町文書管理規程だけ。	学校の文書の取扱いについては、別に定めたものは無い。	安濃町教育委員会文書管理規程に定めたものは無い。	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容		7. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時) 9. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 10. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
委員長 29,000円/月 委員 26,000円/月 合計 1,284,000円/年	同左	同左	委員長 65,000円/月 委員 28,000円/月 合計 1,788,000円/年	・教育委員報酬については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。
同左	同左	同左	同左	・新市における教育委員会の会議に関する規則を定める。 基本的には津市の例によるものとする。
組織内容(H15.4.1現在) 3課(8係) ・教育課 総務係(1人) 庶務係(1人)人権兼務 学校教育係(1人) 社会教育係(2人) (図書館1人含む) 社会体育係(1人) ・幼児教育課(事務局ではない) 総務係(1人) 幼稚園係(7人) 保育園係(8人) 用務員(1人) ・学校給食センター(8人)	組織内容(H15.4.1現在) 3係 総務係(1人) 学校教育係(3人) 社会教育係(4人)	組織内容(H15.4.1現在) 1課(教育委員会事務局)(3係) 学校教育担当(5人) 社会教育担当(4人) 文化センター対策監担当(4人) 中央公民館(1人) 総合体育館(1人)	組織内容(H15.4.1現在) 1課(3係) 庶務係(1人) *生涯学習係と兼務 学校教育係(2人) 生涯学習係(4人)	・新市における組織、機構については、市長部局との調整のうえ、整備方針を取りまとめる。 ・新市の組織、職務権限については、計画的な定員管理を行いつつ、整備方針に基づき整備し、実施する。 (整備方針) * 市民にとってわかりやすく、市民の声が適切に反映することができる組織、職務権限 * 簡素かつ効率的で指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織、職務権限 * 各種教育課題に迅速かつ的確に対応できる組織、職務権限
一 小中学校における文書の取扱いについて、文書規定がないものは、香良洲町文書管理規定に近い形で統一されている。	一 特別な定めはないが、町文書取扱い規定に準じて取扱いを行っている。	白山町立学校文書取扱規程 (平成13年4月20日) 文書の收受、供覧及び配布、文書の処理、文書の送達、文書の保管、移替え及び置換え、文書の保存、廃棄など、本町における幼稚園・小・中学校における文書の取扱いについて、必要な事項を定めたもの。	一 特別な定めはないが、村文書取扱い規定に準じて取扱いを行っている。	・新市における学校文書管理規定を定める。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	教育総務分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 臨時職員の配置基準	<p>市独自に配置する臨時職員 (小・中学校及び幼稚園) (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 学校事務補助職員 ・小学校は各校に1人(22人) ・中学校は生徒数600人以上(2人)</p> <p>(2) 学校用務員 ・500人以下1人、500人以下2人(小8人)(中10人)</p> <p>(2) 学校給食調理予備員 ・小学校は各校に1人(22人) ・中学校は給食実施校に1人(1人)</p> <p>(3) 学校給食調理員 ・不足分(小8人)(中0人)</p> <p>(4) 障害児学級介助員 ・障害の程度に応じて小・中学校に配置。(H14年度31人)(小33人)(中6人)</p> <p>(4) 日直及び宿日直代行員 ・小学校21校に日直代行員(39人) ・中学校全校及び小学校1校に宿日直代行員(中20人)(小3人)</p> <p>(5) 幼稚園事務・用務補助職員</p>	<p>市独自に配置する臨時職員 (小・中学校及び幼稚園) (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 幼稚園講師 ・不足分として13人</p> <p>(2) 学校給食調理員 ・不足分として9人</p> <p>(3) 障害児学級介助員 ・障害の程度に応じて小学校に配置。(H14年度7人)</p> <p>(4) 技能員(用務員) ・不足分として小6人・幼7人</p>	<p>町独自に配置する臨時職員 (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 学校給食調理員 補助 ・小中学校 10人</p> <p>(2) 学校用務員 -人</p> <p>(3) 幼稚園教諭 4人</p>	<p>町独自に配置する臨時職員 (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 学校給食調理員 補助 ・小中学校 4人(小3人、中1人)</p> <p>(2) 幼稚園教諭 8人</p>	<p>村独自に配置する臨時職員 (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 学校給食調理員 1人</p> <p>(2) 学校用務員 1人</p> <p>(3) 障害児学級介助員 1人</p> <p>(4) ALT 1人</p> <p>幼稚園送迎バス運転手 1人 事務局 3人</p>	<p>町独自に配置する臨時職員 (H15.4.1現在)</p> <p>(1) 障害児学級介助員 5人</p> <p>(2) 給食調理員 -人</p> <p>(3) 幼稚園臨時職員 4人</p> <p>(4) 学校用務員 1人</p>
12 学校用務の職務内容	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 17人 臨時職員 8人</p> <p>中学校 正規職員 9人 臨時職員 10人</p> <p>(主な職務内容) 校地・校舎の清掃、整備及び美化に関する業務 校舎の管理に関する業務 施設・設備の整備及び宮繕に関する業務など</p> <p>2. 修繕班の業務内容 上記1の職務内容のうち、樹木剪定や木工作业、運搬業務など複数の技能員が必要とされる業務や比較的高度な技術を要する業務などに対応するため、平成10年度より兼務による4人の技能員により修繕班を設置している。</p>	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 2人(1名育休) 臨時職員 6人</p> <p>中学校 正規職員のみ3人 (主な職務内容) 同左</p> <p>2. 修繕班の業務内容 -</p>	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 4人 臨時職員 -人</p> <p>中学校 正規職員 1人 臨時職員 -人</p> <p>(主な職務内容) 同左</p> <p>2. 修繕班の業務内容 -</p>	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 4人 臨時職員 3人</p> <p>中学校 正規職員 5人 臨時職員 1人</p> <p>(主な職務内容) 同左</p> <p>2. 修繕班の業務内容 -</p>	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 2人 臨時職員 1人</p> <p>中学校 正規職員 1人 臨時職員 -人</p> <p>(主な職務内容) 同左 ・用務員は調理員の交代をともなっている。</p> <p>2. 修繕班の業務内容 -</p>	<p>1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在)</p> <p>小学校 正規職員 3人 臨時職員 1人</p> <p>中学校 正規職員 1人 臨時職員 -人</p> <p>(主な職務内容) 同左</p> <p>2. 修繕班の業務内容 -</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		11. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 12. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構 成 市 町 村 の 現 況				
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	調整の具体的内容
町独自に配置する臨時職員 (事務局、外)(H15.4.1現在) (1)事務局職員補助員 ・庶務係 一 (2)ALT臨時職員 ・小・中授業補助 1人 (3)障害児学級介助員 ・小 2人 (4)臨時講師 ・中 3人 (5)臨時保育士、代替保育士等 5人 (6)図書館代替職員 1人 (7)史料館管理人及び 臨時管理人 各1人 (8)青少年補導員 1人 (9)体育施設管理人 2人 (10)学校給食調理員(代替) 1人	町独自に配置する臨時職員 (小・中学校及び幼稚園) (H15.4.1現在) (1)学校用務員 ・各小・中学校に1人ずつ (2)障害児学級等の介助員 ・小学校1校に1人 (3)幼稚園用務員 ・幼稚園2園に1人ずつ、残り2園に関しては、臨時的に (4)幼稚園嘱託職員(教諭) ・4園で11人	学校教育担当(H15.4.1現在) ・嘱託職員 幼稚園代替教諭 1名 中学校事務補助 1名 中学校調理員 1名 小学校調理員 2名 ・業務補助員 中学校調理員 1名 小学校調理員 4名 小学校障害児学級介助員 2名 小学校語学指導員(スペイン語) 1名 なお、小・中学校ともに調理員の 嘱託職員及び業務補助員が休暇 の場合は随時予備員を雇用。 中学校は警備保障を委託契約。	村独自に配置する臨時職員 (小・中学校及び幼稚園)(H15.4.1 現在) (1)学校用務員 ・中学校 1名	・新市における臨時職員の配置については、人事部との調整のうえ、計画的な定員 管理を行いつつ、当面は地域性を考慮しながらも、配置基準を作成する。
1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在) 小学校 正規職員 1人 臨時職員 一人 中学校 正規職員 1人 臨時職員 一人 (主な職務内容) 同左 2. 修繕班の業務内容 一	1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在) 小学校 正規職員 一人 臨時職員 4人 中学校 正規職員 一人 臨時職員 1人 (主な職務内容) 同左 2. 修繕班の業務内容 一	1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在) 小学校 正規職員 5人 臨時職員 一人 中学校 正規職員 1人 臨時職員 一人 (主な職務内容) 同左 2. 修繕班の業務内容 一	1. 職務内容 (配置:H15.4.1現在) 小学校 正規職員 一人 臨時職員 一人 中学校 正規職員 一人 臨時職員 1人 (主な職務内容) 同左 2. 修繕班の業務内容 一	・新市における学校用務の職務については、学校用務に関する基本的な職務内容を 整理する。 ・職務内容等については、基本的には津市の例によるものとする。

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	教育総務分科会
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況						
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	
13 表彰制度	<p>1. 制度の概要 津市教育委員会表彰規則 本市の教育・学術及び文化の振興に貢献した善行実績を顕彰することを目的とするもので、毎年11月に表彰式を行っている。 また、市立の小・中学校及び幼稚園の職員で、25年以上または、35年以上の期間を勤続し、その功労が顕著である者に対しても、当該規則により表彰を行っている。</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 11月 (2)教育功労者 5人 (3)永年勤続者 35年以上1人 25年以上17人</p>	<p>1. 制度の概要 久居市教育委員会表彰規定 本市の教育・学術及び文化の発展に貢献した善行実績を顕彰することを目的とするもので、毎年11月に表彰式を行っている。</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 11月 (2)教育功労者 5人 * 永年勤続者に対する表彰は市長部局で実施</p>	<p>1. 制度の概要 — 河芸町教育委員会表彰規則独自のものはなく、河芸町表彰規則だけ。  河芸町教育研究等奨励規則 本町の教育研究に貢献し実践、成果、成績を収めた者に対して毎年3月に行っている。(学校の先生、団体等)</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 10月 (2)永年勤続者 30年以上 -人 20年以上 1人 10年以上 1人 * 永年勤続者に対する表彰は町部局で実施</p>	<p>1. 制度の概要 芸濃町教育委員会表彰規定 町内の教育、学術、文化の発展とその施設整備に貢献した実績に顕彰及び感謝することを目的としている。現在感謝状の授与しか行っていない。</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 10月 (2)教育関係表彰者 -人 (5年毎に実施) * 永年勤続者に対する表彰は町部局で実施</p>	<p>1. 制度の概要 — 公共の福祉増進、産業文化の進展又は、本村に貢献してその事績卓絶し、功労特に顕著な者に対しその栄誉をたたえ功績を顕彰する。(永年勤続なし)</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度)なし (1)表彰時期 -月 (2)教育関係表彰者 -人 * その都度対象者がある場合に、感謝状を贈呈する * 職員に対する永年勤続表彰はない</p>	<p>1. 制度の概要 本町に永年勤続した職員で、その功労が顕著なものを表彰する。 15年以上勤務 30年以上勤務 勲奨退職したとき</p> <p>2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 4月 (2)永年勤続者 15年以上 -人 30年以上 -人</p>	
14 配当予算編成事務	<p>既決予算のうち、配当分とされた予算(消耗品費、備品購入費等)を児童・生徒数、購入実績等の割合で各小・中学校、幼稚園長に配当している。</p>	同左	<p>既決予算のうち、配当分とされた予算を各小、中学校幼稚園長に配当している。</p>	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
15 教育機器(パソコン)の設置	<p>小学校における教育用パソコンは、現在、児童2人あたり1台、学校図書館へ1台を配備している。 中学校については、生徒1人あたり1台の配備が完了している。小、中ともにインターネットへ接続しており、リース契約で配備されている。  小:1台/2人 中:1台/1人</p>	<p>小学校における教育用パソコンは、現在、児童2人あたり1台の配備がなされており、中学校については、生徒1人あたり1台の配備が完了しており、小、中ともにインターネットへ接続している。 小、中ともにパソコン室として整備されている。  小:1台/2人 中:1台/1人</p>	<p>現在各小学校に20台づつ配備平成14年度に追加導入する予定。 LAN整備は完了しているが、小学校普通教室、図書館へ各1台。平成14年度にパソコン1台配備予定。小中ともインターネットへ接続している。 中学校については、生徒1人あたり1台の配備が完了している。普通教室、保健室、図書館に1台配備。  小:1台/2人 中:1台/1人</p>	<p>学校における教育用パソコンは、現在、中学校40台、小学校98台を配備。 学校図書館へLANを掛け、教職員各1台の配備を予定している。 小、中ともにインターネットへ接続している。  小:1台/1人 中:1台/1人</p>	<p>小中学校における教育用パソコンは、現在、児童・生徒2人当たり1台の配備がなされている。  小:1台/2人 中:1台/2人</p>	<p>・小学校 教育用パソコン、リース契約 4校とも、1教室22台配備 ・中学校 教育用パソコン、リース契約 パソコン教室40台配備 小・中ともインターネット接続している。  小:1.7台/1人 中:1台/1人</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		13. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 14. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 15. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)			
構 成		市 町 村 の 現 況			調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村		
1. 制度の概要 香良洲町教育委員会表彰規則 本町内の教育・学術及び文化の振興に貢献した善行美徳を顕彰することを目的とする。	1. 制度の概要 ー 町内の教育・学術及び文化の振興に貢献した善行美徳を顕彰することを目的とする。(叙位・叙勲のみ)	1. 制度の概要 ー 白山町の政治、経済、文化、社会、教育その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって白山町の振興を促進することを目的とする。	1. 制度の概要 ー 特に定めなし。教育委員会独自の職員表彰規定はないが、村一般職と同様に、25年、30年の永年勤続者には、自治功労者表彰を行っている。	・新市における表彰制度(教育功労者等)については、新たな教育委員会表彰制度に基づき実施するものとする。 ・ただし、職員に対する永年勤続表彰については、総務企画部会(廃止の方向)と整合を図ることとする。 ・教育委員会表彰制度については、基本的には津市の例によるものとする。	
2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 都度 (2)教育関係表彰者 ー人 * 永年勤続者に対する表彰は町部局で実施	2. 表彰実績(平成14年度) (1)表彰時期 1月 (2)永年勤続者 25年以上 ー人 30年以上 ー人 * 永年勤続者に対する表彰は町部局で実施	2. 表彰実績(平成14年度)なし (1)表彰時期 ー月 (2)教育関係表彰者 ー人 * 大きな出来事があった時に随時開催 * 職員に対する永年勤続者表彰はない	2. 表彰実績(平成14年度)なし (1)表彰時期 ー月 (2)教育関係表彰者 ー人 (3)永年勤続者 25年以上 0人 30年以上 0人 * 職員に対する永年勤続者表彰はない		
本町は1園・1校なので配当はしない。	既決予算のうち、配当分とされた予算を予算要望、購入実績等の割合で各小・中学校、幼稚園に配当している。	同左	津市に同じ	・新市における配当予算の編成方針は、児童・生徒割、購入実績割等を基本とする。 ・配当予算の編成方法については、基本的には津市の例によるものとする。	
小学校における教育用パソコンは、現在、児童2人あたり1台の配備がされている。(パソコン教室には20台リース) 中学校については、生徒1人あたり1台の配備がされた。(リース44台)(旧パソコンを処分し新たに14年度に配備した) 小・中ともインターネット、LANを配備している。  小:1台/2人 中:1台/1人	小学校における教育用パソコンについては、児童2人に1台の配備がなされており、中学校についても生徒1人に1台の配備及び小中学校ともにインターネット接続も完了している。 ただし、本町の場合、5年のリースによるパソコン配備であるため、契約更新に合わせ台数、機種等の変更を行っている。  小:1台/2人 中:1台/1人	小学校における教育用パソコンは、現在、児童2人あたり1台の配備がなされており、平成17年度までには児童1人あたり1台の配備となるよう追加導入する(計83台、うちリース40台)。 中学校については、生徒1人あたり1台の配備が完了しており、小、中ともインターネットへ接続している(計42台、すべてリース)。 小:1台/4人 中:1台/1人 (H17年度1人に1台)	小学校児童1人あたり1台の配備(93台)。 中学校生徒1人あたり1台の配備(41台)。  小:1台/1人 中:1台/1人	・新市における教育用コンピュータの整備については、文部科学省のミレニアム・プロジェクトの内容を目標に、段階的に整備するものとする。	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	教育文化部会
関係項目							分科会	教育総務分科会
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
16 学校運営費管理事務	配当予算の範囲内において、学校・園で使用する物品の購入及び修理の20万円までの予算執行については、学校長・園長の決裁で行えるようにしている。	配当予算の範囲内において、学校・園で使用する物品の購入及び修理の30万円までの予算執行については、学校長・園長の決裁で行えるようにしている。	各小中学校の配当予算の範囲内において、学校長・園長の決裁で行えるようにしている。	配当予算の範囲内において、学校・園で使用する物品の購入及び修理の10万円までの予算執行については、学校長・園長の決裁で行えるようにしている。	予算執行については、学校長・園長の決裁で行えるものはない。	配当予算で、学校・園で使用する物品の購入及び修理の5万円まで、学校長及び幼稚園長の決裁		
17 公立幼稚園保育料  * 協議会協議項目	1. 幼稚園保育料 平成14年度年額 68,400円(月額5,700円) 平成15年度額以降年額 72,000円(月額6,000円)	1. 幼稚園保育料 平成14年度年額 62,400円(月額5,200円)	1. 幼稚園保育料 同左	1. 幼稚園保育料 平成14年度年額 66,000円(月額5,500円)	1. 幼稚園保育料 平成14年度年額 69,600円(月額5,800円)	1. 幼稚園保育料 芸濃町に同じ		
	2. 市立幼稚園数 16園	2. 市立幼稚園数 7園	2. 町立幼稚園数 4園	2. 町立幼稚園数 4園	2. 村立幼稚園数 1園	2. 町立幼稚園数 4園		
	3. 市立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  4歳児 331人 5歳児 412人 合計 743人	3. 市立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  3歳児 90人(4園のみ) 4歳児 162人 5歳児 140人 合計 392人	3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  3歳児 18人 4歳児 65人 5歳児 90人 合計 173人	3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  3歳児 46人 4歳児 39人 5歳児 40人 合計 125人	3. 村立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  3歳児 18人 4歳児 17人 5歳児 14人 合計 49人	3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在)  3歳児 78人 4歳児 73人 5歳児 84人 合計 235人		
	4. 決算額 平成13年度決算額 51,401,200円	4. 決算額 平成13年度決算額 25,147,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 10,987,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 8,444,123円	4. 決算額 平成13年度決算額 2,946,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 14,663,000円		

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		16. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 17.		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
学校長・園長の決裁規定なし	同左	配当予算の範囲内において、学校・園で使用する物品の購入については、学校長・園長の決済で行えるようにしている。	芸濃町に同じ	・新市における学校管理費に係る執行権については、財務部局等との調整のうえ、新たな会計規則等に基づくものとする。
1. 幼稚園保育料 年額66,000円(月額5,500円)通園する兄弟姉妹がいるときは2人目から半額。年額33,000円(月額2,750円)H15.4.1から。	1. 幼稚園保育料 同左  ただし、町外家庭年額72,000円(月額6,000円)	1. 幼稚園保育料 平成14年度年額60,000円(月額5,000円)	1. 幼稚園保育料 芸濃町に同じ	
2. 町立幼稚園数 1園	2. 町立幼稚園 4園	2. 町立幼稚園数 5園 (13、14年度 1園休園)	2. 村立幼稚園数 1園	
3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在) 3歳児 44人 4歳児 46人 5歳児 47人 合計 137人	3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在) 3歳児 79人 4歳児 84人 5歳児 80人 合計 243人	3. 町立幼稚園園児数 (H15.4.1現在) 4歳児 12人 5歳児 26人 合計 38人	3. 村立幼稚園園児数 (H15.4.1現在) 3歳児 4人 4歳児 1人 5歳児 3人 合計 8人	
4. 決算額 平成13年度決算額 5,770,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 15,366,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 3,065,000円	4. 決算額 平成13年度決算額 649,000円	



津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	教育総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
18 学校医、学校歯科医、学校薬剤師に係る報酬	1. 小学校 ・学校医(24人) 年額 224,000円 児童1人あたり 510円 ・学校歯科医(24人) 年額 224,000円 児童1人あたり 510円 ・学校薬剤師(22人) 年額 157,000円	1. 小学校 ・学校医(7人) 年額 210,000円 児童1人あたり 400円 ・学校歯科医(7人) 年額 200,000円 児童1人あたり 400円 ・学校薬剤師(4人) 年額 133,350円 2校目からは40,000円	1. 小学校 ・学校医(4人) 年額 222,000円 児童1人あたり 400円 ・学校歯科医(4人) 年額 222,000円 児童1人あたり 250円 ・学校薬剤師(2人)(1人2校) 年額 70,000円	1. 小学校 ・学校医(4人) 同左 ・学校歯科医(4人) 同左 ・学校薬剤師(4人) 同左	1. 小学校 ・学校医(3人) 同左 ・学校歯科医(3人) 同左 ・学校薬剤師(3人) 同左	1. 小学校 ・学校医(4人) 同左 ・学校歯科医(4人) 同左 ・学校薬剤師(4人) 同左	
	2. 中学校 ・学校医(12人) 年額 224,000円(本校) 年額 112,000円(分校) 生徒1人あたり 510円 ・学校歯科医(12人) 年額 224,000円(本校) 年額 112,000円(分校) 生徒1人あたり 510円 ・学校薬剤師(9人) 年額 157,000円	2. 中学校 ・学校医(3人) 年額 210,000円 生徒1人あたり 400円 ・学校歯科医(3人) 年額 200,000円 生徒1人あたり 400円 ・学校薬剤師(3人) 年額 133,350円 2校目からは40,005円	2. 中学校 ・学校医(1人) 年額 222,000円 生徒1人あたり 400円 ・学校歯科医(1人) 年額 222,000円 生徒1人あたり 250円 ・学校薬剤師(1人) 年額 70,000円	2. 中学校 ・学校医(1人) 同左 ・学校歯科医(1人) 同左 ・学校薬剤師(1人) 同左	2. 中学校 ・学校医(1人) 同左 ・学校歯科医(1人) 同左 ・学校薬剤師(1人) 同左	2. 中学校 ・学校医(1人) 同左 ・学校歯科医(1人) 同左 ・学校薬剤師(1人) 同左	
	3. 幼稚園 ・園医(16人) 年額 224,000円 園児1人あたり 510円 ・園歯科医(16人) 年額 224,000円 園児1人あたり 510円 ・園薬剤師(16人) 年額 52,000円	3. 幼稚園 ・園医(7人) 年額 40,000円 園児1人あたり 400円 ・園歯科医(7人) 年額 40,000円 園児1人あたり 400円 ・園薬剤師(4人) 年額 13,335円	3. 幼稚園 ・園医(4人) 年額 222,000円 園児1人あたり 400円 ・園歯科医(4人) 年額 222,000円 園児1人あたり 250円	3. 幼稚園 ・園医(4人) 同左 ・園歯科医(16人) 同左	3. 幼稚園 ・園医(2人) 同左 ・園歯科医(2人) 同左	3. 幼稚園 ・園医(4人) 同左 ・園歯科医(4人) 同左	
19 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の公務災害補償	平成13年3月30日の地方交付税等の一部を改正する法律の公布に伴い、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の一部が改正され、市町村条例及び施行規則の制定のもと、当該対象者に対する公務災害については、市町村教育委員会が認定を行い、その補償を行うこととされたものである。(当該経費については、特別交付税による財政措置)	同左	同左	同左	同左		

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		18. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 19. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
1. 小学校 ・学校医(1人) 年額 210,000円 学校保健管理加給 33,000円 児童1人あたり 400円 看護師手当 3,000円/回 ・学校歯科医(1人) 年額 200,000円 児童1人あたり 360円 助手手当 3,000円/回 ・学校薬剤師(1人) 25,000円	<小学校> ・学校医(4人) 年額 210,000円+33,000円 児童1人あたり 400円 ・学校歯科医(3人) 年額 210,000円 児童1人あたり 360円 助手手当 3,000円/回 ・学校薬剤師…一志町で1人 年額 125,000円(25,000円×5校)	1. 小学校 ・学校医(5人) 年額 210,000円 児童1人あたり400円 学校保健管理加給 33,000円 ・学校歯科医(5人) 年額 200,000円 児童1人あたり 360円 ・学校薬剤師(5人) 年額 25,000円	1. 小学校 ・学校医(3人) 久居市に同じ ・学校歯科医(3人) 年額200,000円 児童1人当たり360円 ・学校薬剤師(3人) 香良洲町に同じ * 1人が3校受持ち	・医師会の合併状況を勘案しながら、医師会との調整のもと、統一した報酬額を設定する。 ・新市における報酬額については、新たに見直した報酬額に基づくものとする。 ・新たな報酬額については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。
2. 中学校 ・学校医(1人) 年額 210,000円 学校保健管理加給 33,000円 児童1人あたり 400円 看護婦手当 3,000円/回 ・学校歯科医(1人) 年額 200,000円 児童1人あたり 360円 助手手当 3,000円/回 ・学校薬剤師(1人) 25,000円	<中学校> ・学校医(2人) 年額 210,000円+33,000円 生徒1人あたり 400円 ・学校歯科医(1人) 年額 210,000円 生徒1人あたり 360円 助手手当 3,000円/回	2. 中学校 ・学校医(3人) 年額 210,000円 生徒1人あたり 400円 学校保健加給 33,000円 ・学校歯科医(2人) 年額 200,000円 生徒1人あたり 360円 ・学校薬剤師(1人) 年額 25,000円	2. 中学校 ・学校医(3人) 久居市に同じ ・学校歯科医(1人) 年額200,000円 生徒1人当たり360円 ・学校薬剤師(1人) 香良洲町に同じ	
3. 幼稚園 ・園医(1人) 年額 120,000円 園児1人あたり 400円 看護婦手当 3,000円/回 ・園歯科医(1人) 年額 110,000円 園児1人あたり 360円 助手手当 3,000円/回 ・園薬剤師(1人) 年額 25,000円	<幼稚園> ・園医(4人) 年額 25,000円 園児1人あたり 400円 ・園歯科医(3人) 年額 25,000円 園児1人あたり 360円	3. 幼稚園 ・園医(5人) 年額 25,000円 園児1人あたり 400円 ・園歯科医(5人) 年額 25,000円 園児1人あたり 360円 ・園薬剤師(5人) 年額 20,000円(5,000円×5人)	3. 幼稚園 ・園医(1人) 一志町に同じ ・園歯科医(1人) 一志町に同じ	
同左	同左	同左	同左	・新市における学校医等の公務災害補償については、基本的には津市の例によるものとする。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	教育総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
20 私学等振興助成事務  ※協議会協議項目	津市在住の在籍生徒数に次の各号の一に該当する基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している。 〈市内高校〉 ・生徒が500人以上在籍 1人につき3,000円 ・生徒が500人未満在籍 1人につき2,000円 〈市外高校〉 ・生徒1人につき1,500円 〈三重県朝鮮学園〉 ・生徒1人につき2,500円	久居市在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している。(津市内の私立高校のみ)  ・私立高校 1人につき1,500円	河芸町在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している。(津市内の私立高校と三重朝鮮学園のみ)  ・私立高校 1人につき1,000円 ・三重朝鮮学園 1人につき5,000円	芸濃町在住の在籍生徒数に基準額を乗じて、得た額を補助金として交付している。(津市内の私立高校のみ)  ・私立高校 1人につき1,000円	同左	同左	
21 私立幼稚園援助事務  ※協議会協議項目	・私立幼稚園運営補助金 津市私立幼稚園協会に交付。1園あたり450,000円+教職員1人あたり8,000円及び協会運営費補助として500,000円。 ・私立幼稚園園児保護者補助金 私立幼稚園に在園する4歳児及び5歳児1人につき年額7,200円をその保護者に交付している。  ・私立幼稚園11園(四天王寺除く)	園運営費補助として、90万円を久居市私立幼稚園(1園)に交付している。  ・私立幼稚園 1園(のべの)	—	—	—	—	
22 教育活動災害見舞金	1. 制度 教育活動災害見舞金支給条例 津市教育委員会の管理下において行われる教育活動中に発生した事故により、災害を受けた者に対し、見舞金を支給し、もって教育の円滑な実施と振興に資することを目的とする。 2. 見舞金の額 (1)死亡 50,000円(0件) (2)6月以上の傷害 30,000円(0件) (3)1月以上6月未満の傷害 10,000円(5件) (4)2週間以上1月未満の傷害 5,000円(4件) *( )は平成13年度件数	—	—	—	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		20. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 21. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 22. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	・新市における私学等振興助成については、新たな制度に基づき、実施するものとする。
-	-	・私立幼稚園 1園(日生)	-	・新市における私立幼稚園援助については、新たな制度に基づくものとする。
-	-	-	-	・新市における教育活動災害見舞金については、新たな制度に基づくものとする。 ・新たな教育活動災害見舞金については、基本的には津市の例によるものとする。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	教育総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 教育研究所の運営	<p>○調査研究業務 「基礎学力」「生徒指導」についての研究。 児童生徒数の推移調査。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○適応指導・教育相談事業 通級する不登校児童生徒の個に応じた指導を行うとともに、学校や保護者及び関係機関と連携し、本人の自立を支援する。また、教育相談員・専門員（臨床心理士）による教育相談を行う。 ○津市中心障害児就学指導委員会事務局業務 ○津市教育研究会事務局業務 ○教職員研修会業務・教育における今日的課題に対応するため、教職員を対象とした研修会を立案・計画</p> <p>* 職員構成 所長、教育研究主事3名、研修員2名、適応指導教員2名、教育相談員、事務補助員 計10名</p> <p>以上、当面する教育課題について、調査資料を収集・分析し、教育現場や教育行政に役に立つような研究に努めている。</p>	<p>○調査研究業務 総合的な学習の時間・人権同和教育についての研究。 不登校児童生徒の実態把握と適応指導のあり方の研究。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○適応指導・教育相談事業 通級する不登校児童生徒の個に応じた指導を行うとともに、学校や保護者及び関係機関と連携し、本人の自立を支援する。また、教育相談員・専門員による教育相談を行う。 ○教職員研修会業務 教育における今日的課題に対応するため、教職員を対象とした研修会を立案・計画</p> <p>* 職員構成 所長（教育課長兼務）、研修員1名、適応指導教員2名、主任指導員（嘱託）、教育相談員（嘱託）計6名</p> <p>以上、当面する教育課題について、調査資料を収集・分析し、教育現場や教育行政に役に立つような研究に努めている。</p>	<p>○調査研究業務 「基礎学力」「生徒指導」についての研究。 児童生徒数の推移調査。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○安芸郡4町村で負担。</p> <p>・施設は安濃町に設置</p>	<p>○調査研究業務 「基礎学力」「生徒指導」についての研究。 児童生徒数の推移調査。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○安芸郡4町村で負担。</p> <p>・施設は安濃町に設置</p>	<p>○調査研究業務 「基礎学力」「生徒指導」についての研究。 児童生徒数の推移調査。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○安芸郡4町村で負担。</p> <p>・施設は安濃町に設置</p>	<p>○調査研究業務 「基礎学力」「生徒指導」についての研究。 児童生徒数の推移調査。 ○他市町村との広域事業 旧歴史街道の教材化、「健康教育」についての共同調査研究。 教職員、保護者、教育行政職員を対象とした教育講演会の実施。 ○安芸郡4町村で負担。</p> <p>・施設は安濃町に設置</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な教育相談、適応指導及び教育研究を実施するための施設配置及び職員体制を設定する。</li> <li>・新市における教育研究所(適応指導教室)の運営については、新たな体制に基づくものとする。</li> </ul>

# 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	教育総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
24 就学指導委員会	対象児の個々の障害の種類や程度に応じ、継続的な調査、観察、審議、相談、指導を行い、適正な就学を図る。	同左	同左	同左	同左	同左
	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 37人 新しく中学校に入学する児童 19人 (新中1は、小学校長と事務局で対応)	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 15人 新しく中学校に入学する児童 3人 (新中1は、小学校長と事務局で対応)	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 4人 新しく中学校に入学する児童 0人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 幼稚園 1人 小学校 3人 中学校 1人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 幼稚園 1人 小学校 2人 中学校 1人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 2人 新しく中学校に入学する児童 1人 (新中1は、小学校長と事務局で対応)
	2. 委員会の構成 20人 (委員10人、相談員10人) 医師2名、学識経験者2名 小・中学校5名、 県立学校等5名、 幼稚園2名、保育所2名 その他2名	2. 委員会の構成 25人 (委員14人、相談員11人) 医師2名、小・中学校17名、 県立学校等2名、 幼稚園1名、 保育所1名、行政2名	2. 委員会の構成 13人 医師2名、小・中学校8名 幼稚園1名、民生委員1名 保健師2名	2. 委員会の構成 21人 医師2名、小・中学校10名 幼稚園4名、保育所2名 行政2名、保健師2名	2. 委員会の構成 9人 医師2名、小・中学校6名 行政1名	2. 委員会の構成 14人 医師1名、学識経験者1名 小・中学校9名、幼稚園1名 保育所1名 民生委員1名
	3. 活動状況 ①定例委員会 年間8回開催(6月から2月 末までの第2木曜日の午 後) 内訳 企画会議 2回 研修会 1回 判定会議 6回 ②専門委員会 定例委員会より小規模で随 時開催 通常学級から障害児学級 へ籍を移す希望者が出たり、 市外から市内の障害児学級 へ転入希望があった場合に 対応 ③就学指導、就学相談 1人の対象児に対して、委 員、相談員が2人から3人の チームを組んで、対象児の 在籍園に赴いて、保護者や 園関係者を交えて就学先に ついて就学指導を行ったり、 保護者の学校見学に付き 添ったりする。	3. 活動状況 ①定例委員会 年間4回開催(5月から2月 末までの第1木曜日の午 後) ②専門委員会 定例委員会より小規模で随 時開催 通常学級から障害児学級 へ籍を移す希望者が出たり、 市外から市内の障害児学級 へ転入希望があった場合に 対応	3. 活動状況 ①定例委員会 年間2回開催(7月から12 月)	3. 活動状況 ①定例委員会 年間3回開催 第1回(6月) ・年間活動計画 ・障害児学級入級者の確 認と就学状況の報告 第2回(9月) ・中間報告と審議 ・県の巡回相談 第3回(12月) ・最終審議 ・活動のまとめと反省 ・入学通知の発送	3. 活動状況(定例ではない) 年間3回開催	3. 活動状況 ①定例委員会 年間2回開催(6月から12月 末まで)

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	24. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
同左	同左	同左	同左	・新市における就学指導委員会に関する規則を定める。 就学指導委員会については、基本的には津市の例によるものとする。
1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 2人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 3人 新しく中学校に入学する児童 0人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 4人 新しく中学校に入学する児童 2人	1. 平成14年度審議対象幼児・児童 新しく小学校に入学する幼児 0人 新しく中学校に入学する児童 0人	
2. 委員会の構成 12人 医師1名、小・中学校9名 幼稚園3名、保育所1名 保育士1名	2. 委員会の構成 21人 医師1名、学識経験者1名 小・中学校16名、 民生委員1名、保健師1名 共同作業所1名	2. 委員会の構成 19人 医師1名、小・中学校13名 幼稚園1名、保育所1名 行政1名、介護保健1名	2. 委員会の構成 11人 小・中学校8名、 民生委員2名、保健福祉1名	
3. 活動状況 ①定例委員会 年間4回開催 内訳 企画会議 1回 判定会議 2回 報告会議 1回  ②就学指導、就学相談 3～4名のチームを組んで 対象児の在籍園に向き 観察等を行う。 また、保護者や関係者を 交えて就学先の指導を行 ったりする。 保護者による学校等の 見学も実施している。	3. 活動状況(定例ではない) 企画会議 1回 判定会議 4回 研修会 1回  * 専門委員等の設置はなし	3. 活動状況 ①定例委員会 年間4回程度開催 その他随時開催  内訳 企画会議 1回 判定会議 2回 報告会議 1回	3. 活動状況 年3回程度開催	